

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 申請はお済みですか？

市では給付対象となる可能性がある方へ、6月末に、申請書を送付し、申請受付を開始しています。(申請期限は10月1日まで。)

給付金の対象になると思われるのに申請書が送られてこない方は、下記までお問い合わせください。

なお、申請受付からお振り込みまでに約1か月半程度の期間を見込んでいますが、申請の集中により振込時期が遅れる場合がございます。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

●臨時福祉給付金担当：市役所1階ロビー窓口  
☎38・6611 / FAX 35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

●子育て世帯臨時特例給付金担当：市児童福祉課  
☎32・2114 / FAX 32・3818

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

### 申請書が届いたあとの流れ(臨時福祉給付金の例)

市から申請書が届いた方の給付金支給までの流れは概ね次のとおりです。

申請書が届いた方は、必要事項を記入し、必要な添付書類を同封し、郵送や窓口で提出をお願いいたします。

臨時福祉給付金室において、届いた申請書の内容を確認・審査いたします。

支給対象と判定

支給決定通知書が送られます。

ご指定の口座に給付金を振り込みます。

支給対象外と判定

不支給決定通知書が送られます。

給付金は支給されません。

## 障がいをもつ方などが対象 各種手当の所得状況届は期限内に！

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

### 特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい児(者)の方に支給されます。

現在受給されている方は、市介護福祉課から8月初旬送付予定の書類と印鑑を、また公的年金受給者は、平成25年中の年金額が証明できるものを提出してください。

【提出期間】 8月11日(月)～9月10日(水)  
(平日受付)

#### 【お問い合わせ・届出先】

市介護福祉課障がい福祉担当  
(市役所1階⑨番窓口)

☎32・2279 / FAX 35・0272

Mail:s-kaigo@city.komatsushima.tokushima.jp

### 特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいをもつ20歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。ただし、児童福祉施設などに入所の児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在受給されている方は、所得状況届(市児童福祉課にて配付)と特別児童扶養手当証書、印鑑、その他添付書類を提出してください。

【提出期間】 8月11日(月)～9月10日(水)  
(平日受付)

#### 【お問い合わせ・届出先】

市児童福祉課  
(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX 32・3818

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp